

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書

北海道（以下「甲」という。）と〇〇【医療機関等の名称】（以下「乙」という。）
は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第3条 前条の規定による甲からの要請に基づき、乙が講じる自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る措置の内容は、次に掲げるとおりとする。

対応時期 (目 途)	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	・訪問看護が可能（自宅、宿泊療養、高齢者施設、障がい者施設等） 及び ・健康観察の対応が可能（自宅、宿泊療養、高齢者施設、障がい者施設等）

(個人防護具の備蓄)

第3条の2 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、次の防護具を備蓄するものとする。

(乙における〇か月分の使用量)

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 (双)

(措置に要する費用の負担)

第4条 乙が医療措置を講じる際に要する費用については、新型インフルエンザ等感染症等の性状に合わせて甲が定めるところにより、予算の範囲内において、甲が乙に補助するものとする。

2 前条に規定する備蓄に要する費用については、乙の負担とする。この場合において、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設されたときは、乙に対し、当該補助等の活用を検討するものとする。

※第3条の2を削除する場合は、削除する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第5条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、乙に対し、速やかに当該情報を提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、第2条の規定による甲からの要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状、対応方法を含む最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる事態にある旨、国が判断した場合は、甲は、この協定の内容を機動的に変更すること又は状況に応じて柔軟に対応することについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更又は解除)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合は、同一の条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、医療措置の内容その他この協定の内容を変更したい旨の申出を受けた場合は、双方で協議するものとする。

3 甲又は乙は、第1項の規定にかかわらず、相手方に対して30日前までに書面で申し出ることにより、双方で協議の上、この協定を解除できるものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法第36条の4第1項から第4項に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第8条 乙は、甲から第3条に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る乙の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとし、当該報告は、電磁的方法(G-M I S)により行うよう努めるものとする。

(平時における準備)

第9条 乙は、医療措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等

の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- (1) 最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、乙において研修を実施すること又は外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- (2) 医療措置の実施にかかわることが見込まれる乙の医療従事者等が当該医療措置を円滑に行うことを目的として、乙において訓練を実施すること又は外部の機関が実施する医療機関向け訓練に当該医療従事者等を参加させること。
- (3) 医療措置を講ずるに当たっての乙における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 北海道知事 ○ ○ ○ ○

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

乙 医療機関名 ○○○○○○○○○○○

(管理者(職氏名)) ○○○○○○

保険医療機関番号 *****

G-M I S I D (締結時振り出しなければ空欄)

協定該当項目

種 別	措置内容	流行初期期間経過後
第二種協定指定医療機関	自宅等医療	
—	健康観察	
—	個人防護具	

※該当欄に「○」